

## 専決第7号

### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和元年度設楽町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分する。

令和元年7月1日

設楽町長 横山 光明

### 理 由

プレミアム商品券事業について、利用者の利便性を考慮し使用期限を年度末とすることにより、事業完了が翌年度となるため、繰越明許費として予算に定める必要がある。

令和元年度設楽町一般会計補正予算（第3号）

令和元年度設楽町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和元年7月1日

設楽町長 横山 光明

# 第1表 繰越明許費

款	項	事業名	総額
6 商工費	1 商工費	プレミアム付商品券事業	千円 28,305